

著作権分野の国際業務について

審判部審判課審判企画室 課長補佐 早川 貴之

抄録

筆者は、平成29年9月から2年間、文化庁著作権課国際著作権室に出向しました。主な業務は、WIPOにおける著作権の議論への参加やFTA関係での著作権分野の条約交渉の参加など、著作権分野の国際業務でした。本稿では、著作権分野の国際業務について、著作権法や著作権関連の条約の概要と併せてご紹介します。

1. はじめに

筆者は、平成29年9月から2年間にわたって文化庁著作権課国際著作権室に出向し、著作権分野の国際業務について、主に条約交渉等に携わってきました。

同じ知的財産権ではありますが、著作権は、登録を前提とする産業財産権とは異なっている部分が多く、また、著作権の各種条約について慣れない部分も多かったものの、出向中の業務を通じて著作権の制度や条約交渉などの貴重な経験をすることができました。本稿では2年間の業務から得られた知識や経験を通じて、国際著作権室での業務や著作権の国際的な状況などをご紹介します。

なお、本稿の内容及び意見等については、筆者の個人的なものであり、文化庁を始めとする関係省庁の見解等ではないことを予めお断りしておきます。

2. 著作権について

まず、著作権について、国内著作権法と著作権関

連条約の概要について紹介します。

(1) 著作権制度の歴史

我が国の著作権法は、明治2年（1869年）に制定された出版条例がその基となったとされています。明治8年（1875年）に改正された出版条例には、「図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フヘシ此専売ノ権ヲ版權ト云フ」とあり、初めは図書や翻訳が保護の対象となっており、また、その名称も「版權」と呼ばれていました¹⁾。

その後、不平等条約を解消するため、ベルヌ条約に加入したことに伴い、明治32年（1899年）に著作権法が制定されました。

さらに、テープレコーダー等の複製技術の発達やテレビ放送等の伝達技術の発達に対応する必要が出てきたことから、昭和45年（1970年）に著作権法の全面改正がなされ、その後も国際動向や新たな技術の対応に応じて頻繁に改正されています。

こうした著作権法の歴史は、専売特許条例の制定、パリ条約加入とともに特許法を制定、昭和34

1) 現在でも「著作権」を表現する際に「版權」という言葉が用いられることがありますが、法律上の用語は「著作権」となっており、「版權」という用語は廃語となっています。また、「版權」と似た用語で「出版権」という権利がありますが、この「出版権」は著作権法に定められた権利（著作権法79条）であり、一般的な著作権とは別の権利を意味します。

年に全面改正し、その後も改正を続けている特許法の歴史と似た経緯をたどっています。

(2) 著作権法の概要

ア 著作権法の目的

著作権法の目的は「文化の発展」を目的としています²⁾。したがって、「産業の発達」を目的とする特許法等については経済産業省が所管している一方で、著作権法は文化行政を担う文部科学省が所管しております。なお、諸外国においても特許等を所管する省庁と、著作権を所管する省庁とは別となっている国も多い³⁾のは、著作権法が文学や音楽の保護のような文化的な側面を有していることからと思われます。

また、著作権法1条では「(著作物等の) 文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り」となっており、利用と保護のバランスが重要な観点となっています。著作者は著作物に関し種々の権利を有しており、これらの権利を侵害すれば、特許と同様に、差止めや損害賠償だけでなく、場合によっては刑事罰も科せられることにより権利者の保護が図られています。その一方で、「公正な利用」の観点から種々の権利制限規定も設けられています。

イ 著作者の権利と著作隣接権者の権利

著作権は「権利の束」と呼ばれるようにいろいろな権利があります(図1)。まず大きく分けて、著作者の権利と著作隣接権者の権利があります。著作者の権利とは、著作物を創作した者(著作者)が有する権利のことであり、作家、画家、作曲家、作詞家などが有する権利がこれにあたります。一般に著作権と言えばこの権利のことを指していることが多いと思われます。

また、著作者だけでなく、著作物を伝達することに大きな役割を果たしていることから、著作隣接権者として、①実演家、②レコード製作者、③放送(有線放送)事業者もそれぞれ権利を有しています。①実演家に含まれる者としては、歌手、俳優、演奏家のように作品を演じる者だけでなく、指揮者や演出家も実演家に含まれます。②レコード製作者とは、音を最初に固定した者であり、いわゆるレコード会社が含まれます。③放送事業者は、テレビやラジオの放送局が含まれます。

次に、各権利者の具体的な権利の種類を見ていきます。権利の種類は著作者と著作隣接権者によって異なります。また、著作隣接権者でも実演家、レコード製作者、放送機関によって有する権利が異なっ

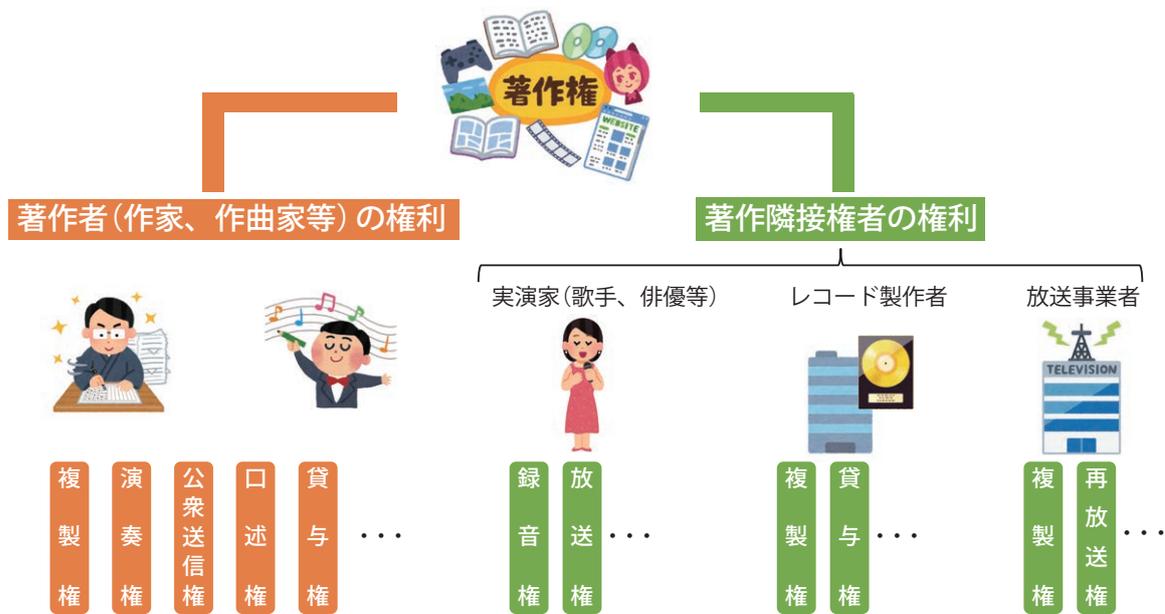


図1 著作者の権利と著作隣接権者の権利

2) 「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」(著作権法1条)

3) これと異なり、知財庁として、特許等と一緒に著作権も所管している国もあります。

きます。著作者の権利には、複製権、上映権、公衆送信権、翻案権など多数の権利があります⁴⁾。一方で、著作隣接権者の権利は、著作者の権利と比べると種類が少なくなっています。

これらの権利者は、ある作品について重疊的に存在しうることにも留意が必要になります。例えば、歌が録音されたCDに関して著作権と著作隣接権の関係を整理すると以下ようになります(図2)。まず、作曲者がその曲の著作権を有しております。また、作詞家はその歌詞の著作権を有しております。歌については実演家として歌手が著作隣接権を有しており、歌をレコーディングしたレコード会社はレコード製作者として著作隣接権を有することになります。したがって、例えばCDを複製しようとする場合(私的使用などの例外を除く)には、作曲者、作詞家、歌手、レコード会社から許可を得る必要があります。このように一つの作品について複数の権利者の権利によって重疊的に保護されることがあります。

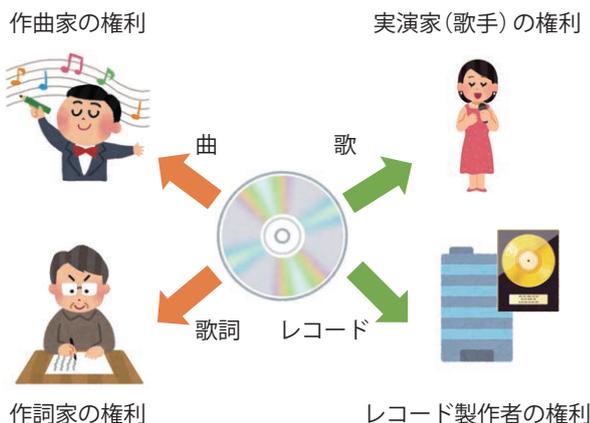


図2 CDに関連する権利の例

このように、著作権法における権利については、権利者が様々であり、権利も複数規定され、さらに後述のような制限規定が設けられるなど、色々な規定が相互に関係しています。この点は、特許では、権利者と権利の種類について、特許権者が特許権を有するという比較的シンプルな構成をしているのと対照的な点と思われます。また、国際的に見ても特

に著作隣接権については権利者、権利ともに統一されていない点⁵⁾ですので、この点が相互の理解や条約などの国際的なルール作りを困難にさせる要因の一つでもあると思います。

ウ 権利の制限

先に述べましたように、著作権法では、保護と利用のバランスが重要な観点の一つであり、「公正な利用」の観点からも様々な権利の制限規定が設けられています。特許法の制限規定が比較的少ないのに対して、著作権法では条文数にして約30条あります。これは、著作物の利用が一般生活の広範な場面に及んでおり、利用場面ごとに権利者と利用者との利益のバランスを考慮しながら細かく制限規定を整備していった結果であろうと思われます。

著作権法における主な制限規定として、私的使用のための複製(30条)や引用(32条)があります。例えば、外出する時に音楽を聴くために、CDの音楽をHDDに取り込むことは、私的使用のための複製の制限規定に該当するため著作権者(著作隣接権者)の許諾無く行えることになります。また、文書を書く際に他人の作品の一部を引用することがあるかと思いますが、これも引用の規定により著作権者の許諾を得ることなく行うことができます。

なお、特許の審査⁶⁾に関する手続のための制限規定もあります(42条2項1号)。例えば、特許の審査において、非特許文献を出願人に送付する際には、この規定によって複製等を行うことができます⁷⁾。

エ 保護期間

著作権の保護期間は、基本的に著作者の死後70年となっており、特許と比べるとかなり長期間にわたって保護されています。技術的思想を保護する特許では、技術の累積的な発展が不可欠であり、長期間の保護による技術発展への悪影響が大きいのと比較して、著作権は「表現」の保護であり、その累積的な発展の要素が大きくないことから、このように長期間保護されたとしても悪影響は特許と比べて

4) この他に、著作者の人格的利益を保護する権利として、同一性保持権などの著作者人格権があります。

5) 例えば、米国では著作隣接権がありません。

6) 実用新案技術評価、PCTにおける国際調査・国際予備審査も含まれます。

7) なお、審判は42条1項の「裁判手続」に含まれることから、審査等と同様に複製ができることとなります(40条1項も参照)。

そこまで大きくないものと思われます。

また、国際的、歴史的な観点からは、ベルヌ条約では著作者の死後50年とすることが最低限の義務となっており、多くの国は著作者の死後50年となっていました。その後、欧米を中心に保護期間を延長する動きがあり、現在では日本も含め先進国の多くが著作者の死後70年となっていてきております。なお、70年以上としている国もあり、例えばメキシコでは、保護期間が著作者の死後100年となっております。このように各国での保護期間が異なることから、保護期間については条約上相互主義が認められており、日本でも相互主義を採用しております⁸⁾。

このように著作権では保護期間の国際調和がなされていないことから、国際的な議論において論点になることもあり、この点は特許と異なる状況であると思われます。

3. 著作権に関する国際条約について

著作権に関する国際条約は、著作者の権利を規定したベルヌ条約に始まりますが、その後も著作隣接権者の保護のための条約やインターネット等の情報通信技術の発展とともに色々な条約が作成されてお

ります(図3)。また、著作権は無方式主義によることから、手続などの方式に関する条文は少なく、権利(や例外)のような実体的な権利に関する規定が主なものとなっています。

(1) WIPO所管条約

WIPOが所管している知財保護(IP Protection)に関する条約のうち半数以上が著作権に関連するものとなっています⁹⁾。先に述べましたように、著作権と言っても、著作者の権利だけでなく、著作隣接権者(実演家、レコード製作者等)についての権利が存在することと、デジタル化に伴う複製技術や伝達技術の発展に対応するための新たな権利を創設する必要があったことが、このように多くの条約が存在する理由と思われる。

ア ベルヌ条約¹⁰⁾

ベルヌ条約は、著作者の権利に関する基本的な条約であり、歴史も古い条約です。内容は、内国民待遇や無方式主義の原則の他、複製権、翻訳権などの権利規定や保護期間についての規定があります。1886年に作成されて以降、複数の改正がなされております。日本は1899年に本条約に加入しております。

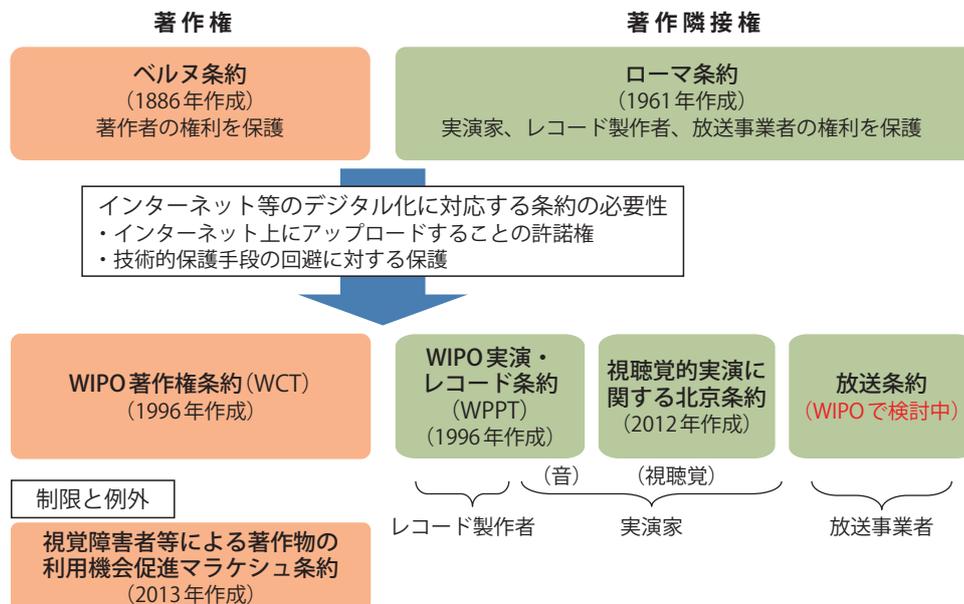


図3 主要な著作権関連条約

8) 著作権法58条。しがたって、保護期間が著作者の死後50年となっている国の著作物は、日本においてもその保護期間は著作者の死後50年となります。

9) <https://www.wipo.int/treaties/en/>

10) 「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」

イ ローマ条約¹¹⁾

ローマ条約は、著作隣接権に関する基本的な権利を規定した条約であり、具体的には実演家、レコード製作者、放送事業者の三者についての複製権などの権利が規定されています。また、内国民待遇の原則や保護期間も規定されています。条約の作成は1961年となっており、日本は1989年に加入しています。なお、著作隣接権については、各国で保護の程度が異なっていることから、著作者の権利と比較すると議論が起りやすい領域であると言えます。

ローマ条約は、ベルヌ条約と比べると70年以上遅れての採択となっており、また、加盟国数もベルヌ条約が約180か国であるのに対して、ローマ条約は著作隣接権に関する基本的な権利を規定した条約であるにもかかわらず、約90か国と半分程度となっております。

ウ WIPO著作権条約(WCT)¹²⁾

WCTは、著作物に関して、インターネット等のデジタル化に対応するために、新たな権利の創設などが規定された条約です。ベルヌ条約の改正という方向もありましたが、ベルヌ条約の改正には全加盟国の賛成が必要であり、実質的に改正が困難であることから、新たな条約作成となりました。ただし、条約の構成としてはベルヌ条約の特別取極とされ、ベルヌ条約の規定を遵守することとされています。この条約によって新たに規定されたものとして、コンピュータ・プログラムが文学的著作物として保護される規定、インターネット上にアップロードすることの許諾権や技術的保護手段の回避¹³⁾に関する規定があります。本条約は1996年に作成され、日本は2000年に加入しております。

エ WIPO実演・レコード条約¹⁴⁾(WPPT)

WPPTは、WCTと同様にインターネット等のデ

ジタル化に対応するために、新たな権利の創設などが規定された条約ですが、WCTと異なり、対象が著作隣接権となっており、また、著作隣接権者の中でも音に関する者のみ(音の実演家、レコード製作者)の権利が対象となっています。このWPPTもWCTと同じように、インターネット上にアップロードすることの許諾権や技術的保護手段の回避に関する規定が設けられています。本条約は1996年に作成され、日本は2002年に加入しております。

オ 北京条約¹⁵⁾

北京条約は、WCT、WPPTと同様にインターネット等のデジタル化に対応するため、新たな権利の創設などが規定された条約です。北京条約も著作隣接権を対象とした条約ですが、著作隣接権者の中でも視聴覚的実演の実演家(俳優)を対象としております。これは、WPPTが音に関するもののみを対象としていたため、実演家のうち、視聴覚的実演の実演家を対象とした新たな条約がなかったためです。この北京条約においても、WCT、WPPTのようにインターネット上にアップロードすることの許諾権や技術的保護手段の回避に関する規定が設けられています。本条約は2012年に作成されており、日本は2014年に加入しております。また、北京条約は、執筆時点において未発効ですが、WIPOによれば2020年4月28日に発効する予定とのことです¹⁶⁾。

カ マラケシュ条約¹⁷⁾

これまでの条約は、基本的には著作者(あるいは著作隣接権者)の権利に関する条約となってきましたが、このマラケシュ条約は著作権の制限に関する条約となっております。知的財産権の条約において権利の制限についての条約はあまりないと思われるので、他の条約と比べても特色のある内容となっております。

11) 「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」

12) 「著作権に関する世界知的所有権機関条約」

13) コピープロテクションを回避して複製を行うことがこれに該当します。

14) 「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」

15) 「視聴覚的実演に関する北京条約」

16) https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0002.html

17) 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」

具体的には、視覚障害者等の著作物利用を促進するため、加盟国は、点字図書や音声読み上げ図書等についての複製権等の権利について制限又は例外を定めるとの規定や、加盟国間でそれらの図書等の流通を促進するための規定が含まれています。本条約は2013年に作成され、日本は2018年に加入しております。また、日本の本条約の加入書寄託はWIPO総会期間中（2018年10月1日）でした。筆者は総会に出張していたので、加入書の寄託に立ち会うことができました。WIPO所管条約への加入は、そう多くないことですので、このような貴重な機会を経験できたのは非常に幸運でした¹⁸⁾。

(2) EPA・FTA等

WIPO所管の条約以外にもEPA・FTA等において知的財産権について規定されることがあり、その中に著作権が含まれることもあります。TRIPS協定は、ベルヌ条約の遵守や権利行使についても規定されており、他の協定との比較の観点からも基本的で重要なものといえます。

ア TRIPS 協定

著作権関係では、ベルヌ条約の遵守に加えて、さらなる保護の規定（コンピュータ・プログラムやデータベースの保護）があり、著作隣接権についても実演家、レコード製作者、放送機関についての規定があります。エンフォースメントに関しても、著作権（と商標権）については、国境措置や刑事手続に関する規定が含まれています。

イ 他の貿易協定

EPA・FTAにおいても著作権が規定されているものがあります。著名なところではCPTPP¹⁹⁾があります。協定ごとに内容が異なるため個別の紹介は割愛いたしますが、CPTPPでは、著作権や著作隣接権に関連する規定も多く含まれています。

4. 著作権課国際著作権室について

次に、私が所属した著作権課国際著作権室について紹介します。

著作権に関する事項は、文部科学省の外局である文化庁が所管しており²⁰⁾、その中で著作権課がその職務を担っています²¹⁾。著作権課にはさらに、①著作物流通推進室と②国際著作権室があり、①著作物流通推進室は、著作物の円滑な利用・流通を促進するための業務を行っており、②国際著作権室は、その名の通り、著作権の国際的な業務に関することを担っております²²⁾。ちなみに、国際著作権室は、機能強化と京都移転を見据えた文化庁の組織再編により、平成30年10月に新しく設けられた室となります。それ以前は、著作権課とは別の国際課が著作権の国際的な業務を担当しており、私も出向当時は国際課に所属しておりました。

(1) 国際著作権室の業務

国際著作権室の業務ですが、大きく分けて①渉外企画に関する業務と②海外協力に関する業務の2つを担当しております（図4）。

一つ目は、私が担当した①渉外企画に関する業務です。主要な業務としては著作権に関するルール作りに関することであり、WIPOにおける著作権に関する委員会や経済連携協定交渉などの国際交渉を主な業務としていました。その他にも、著作権の国際的な面について有識者の議論の場である国際小委員会²³⁾の運営の業務などがありました。

国際著作権室のもう一つの業務として、②海外協力業務があります。この業務では、a.著作権制度の整備、b.権利執行の強化、c.著作権侵害防止の普及啓発を行っております。

まず、a.著作権制度の整備ですが、これは著作権制度の整備が十分に整っていない途上国に対して、著作権制度の整備を支援するために現地セミナーを

18) 加入書寄託の様子はWIPOにより配信されています。https://www.youtube.com/watch?v=5kRcOT6Wfls

19) TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）

20) 文部科学省設置法4条1項84号及び19条

21) 文部科学省組織令100条

22) 文部科学省組織規則83条

23) 文化審議会著作権分科会に設置され、国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応の在り方に関することを審議する委員会となります。

- 海外における著作権保護の実効性を高めるため、①著作権制度の整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組を実施。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

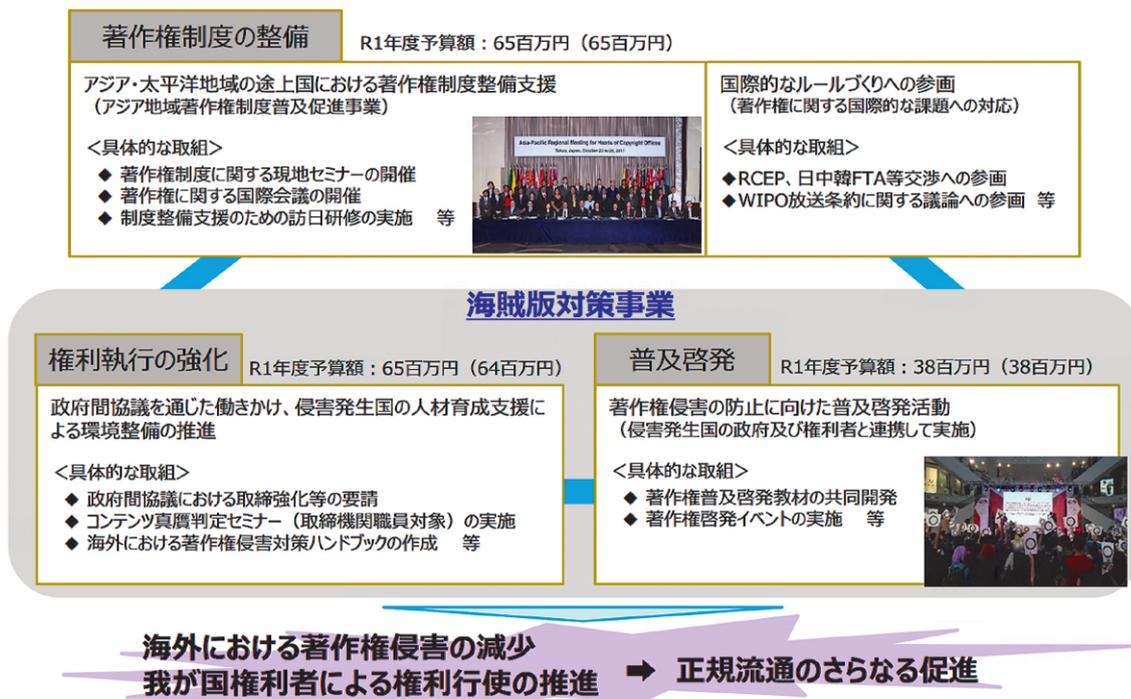


図4 国際著作権室の業務（令和元年度第1回文化審議会著作権分科会国際小委員会資料6より引用）

行ったり、現地担当者を日本に招聘し、研修を実施したりするものとなります。

次に、b.権利執行の強化ですが、これは、海外において著作権侵害に対する執行を的確に行ってもらうようにするために、諸外国の担当部局との協議を通じて取締強化の要請を行うことや、諸外国の税関職員などを対象として、海賊版コンテンツの真贋判定についてのセミナーを開催すること等を行っています。

3つ目のc.著作権侵害防止の普及啓発ですが、これは、諸外国において著作権についての知識や海賊版防止に対する意識を啓発するために、著作権制度に関する普及啓発イベントを開催すること等を行っています。

これらの事業や取組を通じて、諸外国において著作権制度が整備され、海外における著作権侵害に対して

適切な権利行使を可能にし、我が国コンテンツを含めた著作物が適切に保護され、正規流通がさらに促進されることが期待されます。いずれの事業や取組においても、我が国だけで解決できる問題ではなく、相手国の理解・協力が必要であり、このような事業や取組を継続的に行っていくことが重要であると思われます。

(2) 条約交渉業務について

次に、私が携わった条約交渉業務について紹介します。(1)でも記載しましたが、条約交渉業務は、主にWIPOでの著作権に関する議論や経済連携協定交渉における著作権関連の規定についての交渉に関する業務となります。

これらの条約交渉においては、その進捗にもよりますが、条約作成のための会合において、条約案²⁴⁾

24) 交渉中の条文案は基本的には公表されませんが、WIPOでは公開の場で議論を行うことから、テキスト案が公開されています。例えば、現在検討している放送機関の保護に関する条約案のためのテキストとして以下のページに公開されています。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/scr_39/scr_39_4.pdf

に対して各国が賛成・反対・修正提案などを繰り返すことで、合意を形成していきます。各国からは多様な意見が出されることや会合の開催回数が限られることから、各国の合意が得られるまで、何回も会合を開催し、何年もかかることとなります。

ア 交渉前の準備

条約交渉の準備にあたって、条約案に対する我が国としての立場を決めるために対処方針を作成します。この対処方針に基づいて会合現場で議論、交渉を行うこととなります。

対処方針の作成にあたっては、国内の状況と他国の状況とを考慮しながら条約案の一つ一つの条文に対して、我が国としてどのような態度で臨むのかを考えていきます。その際には、議論中の条約案と既存の条約との関係（既存条約にない新たな権利を含んでいるのか、既存条約と同じような内容となっているのか等）を考慮しながら、国内著作権法との整合性（現行著作権法で担保できるような内容であるのか、超えているのか等）についても検討します。国内著作権法を超えている内容を含む場合には、条約締結時において法改正の必要性についても検討しなければなりません。

また、あまりに保護レベルの高い条文を提案しても、他国が受け入れられないことになるので、他国の現行著作権法、法改正の議論や他国が締結しているFTA等を参考にして、他国の著作権の保護レベルや受け入れる可能性があるかどうか等の状況を考慮する必要もあります。

これらの国内外での状況を前提としながら対処方針を作成していきます。対処方針は担当省庁が原案作成後に各省の調整を経て外務省の決裁を得ます。

イ 実際の交渉について

WIPOと経済連携交渉とでは、議論の進め方や雰囲気も随分異なりますが、どちらも、条約案に基づき個々の条文について、各国が修正提案や質問を繰り返しながら、立場（賛成や反対）を表明していき

ます。これを条文ごとに行い、最終的な合意を目指していきます。当然ですが、国ごとに条約に期待するレベルと受け入れ可能なレベルが異なりますので、簡単に合意が得られることはなく、時間をかけて、条約案の文言の調整が行われていきます。

ウ 条約発効について

条約案に合意が得られると各国の署名が行われ、その後、各国での国内手続に入ります。我が国では条約の締結に際し、基本的に国会の承認を必要としますので、国会での承認手続が行われます。各国の国内手続が終わり、条約の発効要件が満たされると条約が発効となります。この署名から発効までも時間がかかることがあり、特に国数が多いWIPO所管条約では条約発効までに数年という単位で時間がかかります。例えば、北京条約では2012年に作成されましたが、発効には30か国の加入が必要とされており、今年（2020年）になってようやく30か国目の加入手続が完了し、2020年4月28日に発効される予定です。このように条約の議論から発効までは長期にわたることとなります。

5. WIPOでの著作権に関する議論について

次に、現在WIPOで議論されている著作権関係の条約作成の現状について簡単に紹介します。

WIPOには、著作権及び著作隣接権に関する国際的な保護の在り方について検討する著作権等常設委員会（SCCR²⁵⁾）が設けられており、通常年2回、会議が開催されています²⁶⁾。上記の北京条約やマラケシュ条約等は、このSCCRにおいて議論されたものです。私が出向していた2年間では主に放送機関の保護のための条約（放送条約）の策定に向けた議論が続けられていました²⁷⁾。

著作隣接権者に関して、実演家やレコード製作者については、デジタル化に対応した新条約（WPPT、北京条約）がありますが、放送機関の権利についてはローマ条約やTRIPS協定に複製権や再放送権等

25) Standing Committee on Copyright and Related Rights

26) 議論の様子はWeb（WIPOホームページのWebcastingのページ）から見るができます。

27) 他にも権利の制限と例外、追及権、デジタル環境における著作権の分析、舞台演出家の保護についての議論がありますが、ここでは割愛します。

の規定はあるものの、デジタル化に対応する規定がないため、時代に沿っていないものとなっていました。そこで、他の著作隣接権者と同じようにデジタル化に対応した条約の作成を目指してWIPOでの議論がなされています(図5)。この放送条約の議論は、1998年に始まり、約20年近く議論されていますが、なかなか合意を得ることができず、現在にまで至っております。



図5 WIPOでの会議の様子

放送機関の権利として、これまでは放送機関が行う「放送」を対象とした保護がなされていました。放送機関が行う番組配信として「放送」しかなかった時代には特段不都合は無かったのですが、インターネット技術の発展により、放送機関の番組配信の手段として「放送」だけでなく、「インターネットによる送信」が行われるようになってきました。例えば、「同時配信(サイマルキャスト)」や「見逃し配信」等による番組配信は「インターネットによる送信」によって番組配信されています。

現在のWIPOでの議論は、条約の保護の対象として、放送機関が行う「放送」に加えて、これらの「同時配信(サイマルキャスト)」や「見逃し配信」のような「インターネットによる送信」を含めるかどうかについて主に議論が行われております(図6)。

上記のように「同時配信(サイマルキャスト)」や「見逃し配信」については「放送」と異なり、

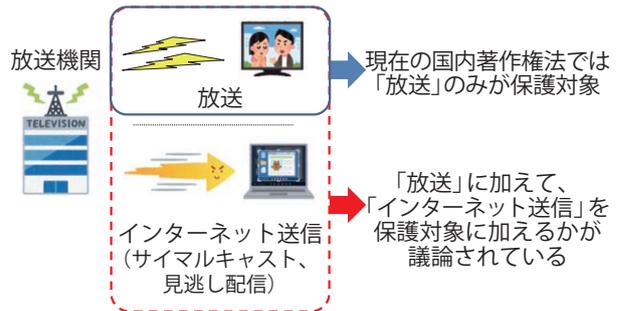


図6 放送条約における保護対象

インターネットにより送信されるものです。我が国の著作権法においては定義上、「放送」に「インターネットによる送信」は含まれません。したがって、我が国の著作権法上、放送機関が行う「放送」については保護対象になりますが、放送機関が行う「インターネットによる送信」(「同時配信(サイマルキャスト)」や「見逃し配信」)については保護の対象になっておりません。例えば、放送機関が「放送」した番組を無断で複製等を行うと放送機関が有する著作隣接権侵害となりますが、放送機関が行った「同時配信(サイマルキャスト)」や「見逃し配信」の番組を複製等行っても放送機関の著作隣接権侵害にはならないこととなります²⁸⁾。

現在WIPOで行われている議論は放送機関のインターネット送信をどこまで広げるかという議論であります。放送の保護については、各国でも範囲や権利などが異なり、未だ結論が得られておりません。このように、「同時配信(サイマルキャスト)」や「見逃し配信」のような技術進展に伴う新たな送信形態が出てきたことも議論に時間がかかっている要因の一つと考えられます。

6. おわりに

私の感想として、著作権法は理解するのが難しく、特に、権利者の種類と権利の種類が入り組んでおり、誰がどのような権利を有しているのかを理解する必要があり、さらに制限規定も多くあることから、

28) 番組は基本的に著作物ですので著作権が発生しております。番組の複製等が放送機関の著作隣接権を侵害することがなくても、番組の著作権を侵害することはあります。したがって、放送機関がインターネットによる送信を行った番組を、無断でYouTube等により配信する行為は著作権侵害になる場合が多いと考えられます。

時間をかけて頭を整理しないとなかなか頭に入っていないことも多くありました。

さらに、国内法だけでなく、条約についても理解しておく必要があり、外国の著作権法もある程度は知っておく必要がありました。本文でも少し紹介しましたが、特に著作隣接権では、そもそも国によって著作隣接権者の範囲が異なっていたり、権利の範囲も異なっていたりと、各国の法制度が統一できておらず、その点が議論になるとなかなか意見の一致を見ることができません。この点も苦労したところでした。

とはいうものの、著作権という知的財産権を構成する主要な権利に関する業務に関われたことは、貴重な経験であるとともに幸運だったと思います。特に、国際関係の業務に携わることができたので、海外への出張も多く、他国の著作権担当と知り合うことができたのも、振り返ってみると大変ではありましたがとてもいい経験であったと思います。

本稿で紹介した以外にも、著作権の国際的な動きは色々あり、例えば米国では音楽ライセンスに関する著作権法改正があり、EUでは、新たな著作権指

令が承認されるなど新たな権利やスキームが生まれています。また、国際的なハーモナイズという点では、まだまだ達成されていない部分が多いので、今後もWIPOやEPA・FTA等を通じて種々の議論が起こっていくと思われれます。したがって、国際的な観点からの著作権は今後も興味の尽きない分野であると思います。

profile

早川 貴之 (はやかわ たかゆき)

平成15年4月 特許庁入庁。

これまで光デバイス、光学要素、医療機器（診断機器）分野の特許審査を担当。

調整課審査基準室、経済産業省医療・福祉機器産業室、日本特許情報機構、スタンフォード大学客員研究員、文化庁国際著作権室、審判6部門を経て、令和2年4月より現職。